

横浜銀行アイスアリーナ 広告主募集案内

公益財団法人横浜市スポーツ協会
令和2年4月1日

1 広告主募集の概要

1.1 募集の趣旨

公益財団法人横浜市スポーツ協会（以下「当協会」という。）では、「神奈川スケートリンク（愛称：横浜銀行アイスアリーナ）」（以下「本施設」という。）の管理運営を行っています。新リンクのオープンにあわせて、新たに民間事業者との協働を進めるため、本施設内の広告主を募集します。

広告看板は、契約により、本施設内に団体名、商品名等の看板設置を付与させるかわりに、当該団体等からその対価を得るものです。

1.2 募集主体

公益財団法人横浜市スポーツ協会
会長 山口 宏

1.3 契約相手方の条件

当協会は、横浜市スポーツ協会広告掲載基準第5条に定める規制業種・事業者該当する団体及び次に掲げるものとは契約しません。

- 役員に破産者がいるもの
- 役員が禁固以上の刑に処せられているもの
- 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納しているもの
- 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要がある場合には、その手続きを行っていないもの
- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団または「横浜市暴力団排除条例」に掲げる暴力団経営支配人等及びそれらの利益となる活動を行っているもの
- 宗教または政治を主たる活動としているもの
- 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告していないもの）
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- その他、当協会が不適切と判断したもの

■当協会広告掲載基準 抜粋

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所等
- (10) 特定商取引に関する法律(昭和51年6月4日法律第57号)で、連鎖販売取引と規定される業種
- (11) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (13) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (14) 各種法令に違反しているもの
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (16) 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの

1.4 広告看板の内容について

当協会は、横浜市スポーツ協会広告掲載基準第6条に定める掲載基準に該当するものは掲出しません。

■当協会広告掲載基準 抜粋

(掲載基準)

第6条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 協会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

2 募集内容

2.1 対象施設

横浜銀行アイスアリーナ（正式名称：神奈川スケートリンク）

横浜市神奈川区広台太田 1-1 他

管理運営：公益財団法人横浜市スポーツ協会

2.2 契約金額

別表「広告看板料金表」のとおり、看板設置場所に応じた金額とします。

※契約日が月の途中となる場合には、当月暦月の日数の如何にかかわらず、1 か月を 30 日として日割り計算とします。

※算出式（例：10 月 5 日から 3 月 31 日まで契約した場合）

【リンクフェンス（S1）の年間広告料 180,000 円から算出】

$(15,000 \times 5 \text{ 箇月}) + (500 \times 27 \text{ 日}) = 75,000 + 13,500 = 88,500 \text{ 円}$

◆内訳

1 ヶ月の広告看板料金：180,000 円 ÷ 12 箇月 = 1 箇月 15,000 円

1 日の広告看板料金：1 箇月 15,000 円 ÷ 30 日 = 1 日 500 円

2.3 契約期間

1 年度とします。ただし、当協会または広告主様から相手方への契約解除の通告がない場合は、さらに 1 年度継続し、以後契約期間が 5 年度に達するまで同様とします。

※令和元年度に契約した場合、最長で令和 5 年度（令和 6 年 3 月 31 日）まで自動更新できるものとします。

2.4 支払い方法

当協会が指定する期日までに当協会の指定する金融機関に振込みとします。

また、年度毎に一括前納で支払うものとします。

2.5 費用負担

区 分	広告主様	当協会
施設内の看板（設置物）	○	
看板設置	○	
看板記載内容による第三者への商標権等の侵害	○	
現状回復	○	

※詳細は、契約時に協議します。

2.6 広告看板の範囲

契約した看板設置場所の範囲内に限ります。

別紙「メインリンク広告看板設置図面」及び「北側壁面広告看板設置図面」のとおり

2.7 設置看板の条件

- ラッピング・フィルム等で再剥離が可能な素材とします。広告範囲への塗装は行わないものとします。
- 広告看板作成に伴い、設置場所に相応しい素材で作成することとします。広告看板作成事業者による設置場所の下見を推奨します。
- 契約期間中の変更は可能です。ただし、変更（看板設置作業）は、本施設の営業の妨げにならないよう別途協議とします。

- 広告看板の表現、デザイン及び内容は、当協会の承認を必要とします。
- 看板面による光の乱反射等によって競技並び観戦及び周囲に支障を招く恐れのある印刷・塗装仕上げ等については、その仕様を禁止するものとします。

2.8 広告掲出制限に関する措置

次の場合、一時的に広告が事実上不明瞭若しくは不可視状態が生じた時、契約金額の減額、損害賠償その他一切の請求はできないものとします。

- 各種イベント等の開催時において、イベント主催者またはメイン広告主等から広告看板の隠蔽を求められ、当協会がこれを承諾したとき。
- 各種イベント等の開催目的に応じて、照明の一部を用いない場合において、広告が事実上不明瞭若しくは不可視状態になるとき。

2.9 広告主メリット

広告主のメリット		内 容	備 考
1	施設の割引使用権	本施設を割引価格で使用する権利(契約金額に応じて、200 円の割引チケットを提供)を付与します。	割引チケットの枚数や使用期限等については、交渉時にご案内させていただきます。
2	ホームページのリンク集ページにバナーを掲出	本施設のホームページ(リンク集ページ)にバナーを掲出します。また、関係サイトにリンクします。 なお、バナーは広告主様からご提供いただきます。	バナーサイズ及びバナーのリンク先等は、協議により決定します。

2.10 その他留意事項

2.10.1 当協会の責務

当協会は本施設において積極的に利用者の増加となるよう運営・管理を行っていきます。

2.10.2 次回交渉の優先権

契約した広告主様とは、次回契約期間に関して優先的に交渉することができます。

2.10.3 契約の解除

当協会または広告主様のどちらかが契約期間の更新を望まない場合は、契約満了の2か月前までに相手方に書面で通告した上で、契約を解除できるものとします。

また、当協会は、広告主様及び広告看板が次のいずれかに該当するときは、契約期間中であっても書面での通告をもって、契約を解除できるものとします。その結果、広告主様に損害、損失又は増加費用が生じたとしても、当協会は、その賠償の責を負わないものとします。

- ・ 所定の期日までに契約金額が納入されないとき
- ・ 申込み内容に虚偽の記載があったとき又は当協会が承諾した広告看板の内容と異なるとき
- ・ 当協会の承諾なく、掲出権の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸したとき
- ・ 広告看板が施設・設備を損傷する恐れがあると認められるとき
- ・ 広告看板の破損等により、施設利用者等に危険を生じさせる恐れがあるとき
- ・ 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立を受け、若しくはこれらの申立てをし、又はこれらのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
- ・ 法令違反等により営業停止又は営業許可取消などの処分を受けたとき。
- ・ 著しく社会的信用を失墜したこと等により、本施設の社会的信用又は社会的イメージが失墜し、又は失墜するおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
- ・ 本施設等の管理運営上、支障があると認められたとき

- ・ 本施設等の管理運営上、やむを得ない事由が生じたとき
- ・ 災害その他不可抗力によって、広告看板が設置できなくなったとき
- ・ 横浜市が広告として適切ではないと判断したとき
- ・ 当協会が広告として適切ではないと判断したとき

2.10.4 契約金額の返還

当協会は、原則契約金額を返還しないこととし、契約の解除がなされた場合も同様とします。

また、広告主様が契約満了日よりも前に広告看板の掲出を中止し、現状回復を行った場合も同様とします。

ただし、当協会の責に帰すべき事由により契約の解除となった場合は、契約金額を返還します。

その場合、広告主様が既に支払済みの契約金額のうち、契約解除の翌日から起算して残余の日割分を広告主様に返還するものとします。

なお、日割り計算を行った場合に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

2.10.5 現状回復

広告看板設置場所の現状回復は、次のとおりとします。

- ・ 契約の満了及び契約の解除がされた場合は、当協会が定める日をもって広告看板の設置を中止及び原状回復することとします。
- ・ 当協会が故意に広告を破傷または、破損させた場合を除いて、広告主様の責任及び負担にて現状回復とします。
- ・ 経年に起因する広告看板の色あせ、劣化等の補修、修復については、広告主様が現状を確認し、その処置をしていただきます。その費用についても広告主様の負担とします。
- ・ 広告看板を再剥離した際に、設置箇所塗装に剥がれが生じた場合には、広告主様の負担により当協会が指定する色に塗装することとします。

2.10.6 広告看板の苦情

掲出広告の内容について、質問、苦情については、広告主様が責任をもって対処することとします。

2.10.7 その他

- ・ 本施設が建つ土地は、横浜市の土地であり、当協会が一般定期借地権上の建物の賃貸借契約により横浜市から借り受けています。そのため、当協会の土地の賃貸借契約の満了により建物が壊される時には、当協会は広告掲出契約を終了することができることとします。
- ・ 横浜市から広告に関する契約書の提示を求められた場合、当協会及び広告主様はこれに応じることとします。
- ・ 募集案内に定めのない事項は、当協会及び広告主様とが協議のうえ決定することとします。

2.11 別紙資料

- ・ 広告看板料金表
- ・ メインリンクフェンス広告看板設置図面
- ・ 北側壁面広告看板設置図面
- ・ 広告設置イメージ
- ・ 2階平面図
- ・ 広告主 申込書

3 応募方法等

3.1 応募先

公益財団法人横浜市スポーツ協会 スケートリンク事業部スケートリンク事業課

広告担当宛

メールアドレス：info-ksr@yspc.or.jp

3.2 応募方法

別紙「横浜銀行アイスアリーナ広告主申込書」に必要事項をご記入の上、まずは上記応募先までメールで送信ください。お申込書の原本は、後日ご郵送ください。

※申込書データ（word）がご入用の場合は、ご連絡ください。

3.3 契約までの手順

①企業・団体様等からのお申し込み

②企業・団体様等とのお打合せ

当該団体の事業内容などをお伺いします。

なお、広告看板設置場所の希望は、順次お伺いします。

※お申込みいただきました際に、既にご希望の広告看板設置場所について広告主様と交渉中または決定している場合もございます。その場合は、恐れ入りますが再度ご希望の広告看板設置場所をお伺いします。

※広告看板設置場所は、随時ホームページに更新します。

③内部確認

お打合せの内容を踏まえ、当協会の広告掲載要綱に基づき確認します。

また、広告看板デザインについてご提出いただき、当協会にてデザイン確認を行います。

④契約内容の詳細決定

確認の結果を受け、企業・団体様と契約内容の詳細について協議します。

⑤契約

協議の結果、双方の了解が得られた後、契約します。

3.4 問い合わせ先

公益財団法人横浜市スポーツ協会 スケートリンク事業部スケートリンク事業課

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町 1-1 横浜銀行アイスアリーナ

TEL：045-411-8008 FAX：045-411-8010

担当 関澤

4 横浜銀行アイスアリーナの概要

4.1 事業概要

「神奈川スケートリンク」は、主に市民がアイススケートを行うための市民リンクとして、開設以来約 60 年間に亘り長く市民に親しまれてきましたが、このたび施設の老朽化、耐震性などを考慮し、利用者の安全・安心な施設として今後も多くの方にご利用いただくために、新たな施設として建て替えを行いました。

平成 27 年 12 月 21 日から施設の愛称を「横浜銀行アイスアリーナ」として運営を行っております。

4.2 施設所有者

公益財団法人横浜市スポーツ協会 会長 山口 宏

4.3 施設概要

4.3.1 所在地

神奈川県横浜市神奈川区広台太田町 1-1 他

4.3.2 敷地面積等

敷地面積：約 4,560 m²（横浜市所有 88%）

建築面積：約 3,406 m² 延床面積：約 6,982 m²

構造：鉄骨造 3 階建

施設内容：

アイススケートリンク	メインリンク 60m×30m サブリンク 約 23m×6m
観覧席	常設約 300 席（仮設 200 席程度増設可能）
駐車場	54 台（普通車 51 台 大型バス 3 台）
店舗	1 階 店舗×2（予定）、1 階館内スケートショップ
利用者諸室	更衣室約 120 m ² 、定期利用ロッカー室 81.6 m ² （200 人分）、 貸靴倉庫（貸靴数約 2,500 足）、多目的室 A・B（51.8 m ² ・59.9 m ² ）
	見学ギャラリー（休憩スペース）142.2 m ² 、キッズルーム
その他	事務室、機械室等

4.4 営業形態

4.4.1 営業日・時間

設備点検日を除き、原則無休

24 時間営業（ただし、設備点検日は除く）

4.4.2 利用区分

- 一般滑走営業 一般市民の利用に供します。土日の利用者が多く、団体利用（小学校・中学校・子ども会等の利用）もこの時間帯に利用します。
- 貸切営業 フィギュアスケートやアイスホッケー等のチームにリンク全面を貸し切りで利用いただきます。朝・夕方はフィギュアスケートのクラブ員、夜間はアイスホッケークラブの利用が主となります。
- 教室事業営業 当協会が主催するフィギュアスケートの教室事業で、参加者を広く募集します。幼児から高齢者までの参加者を見込んでいます。

4.4.3 想定来場者数(12 か月ベース)

年間予想来場者数 290,000 人

4.4.4 主な対象来場者層

休日 未就学児とその保護者、小中学生

早朝 フィギュアスケートクラブ員（小中学・高校・大学の学生）

平日昼間 小中学校の団体利用、成人・高齢者（主に女性）

平日夕方 スケート教室参加者・フィギュアスケートクラブ員（未就学児・小学・中学・高校生）

平日夜間 アイスホッケークラブ員（主に高校・大学の学生及び社会人）

4.4.5 過去3か年の利用実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	対象者
入場者数	292,345	295,688	275,207	
一般利用	89,806	83,321	77,395	個人フリー滑走
団体利用	18,097	20,718	19,604	学校等の団体利用
教室利用者	124,114	64,999	53,982	スケート教室参加者
貸切利用	60,328	126,650	124,226	夜間貸切利用者
備考		平昌オリンピック開催年		

別紙 広告看板料金表

1. メインリンクフェンス

(単位：円)

	場所	広告番号	サイズ (mm)	年間広告料
1	リンクフェンス (南)	S1	2260×800	180,000
2	リンクフェンス (南)	S2	2260×800	180,000
3	リンクフェンス (南)	S3	2260×800	180,000
4	リンクフェンス (南)	S4	2260×800	180,000
5	リンクフェンス (南)	S5	2260×800	180,000
6	リンクフェンス (南)	S6	2260×800	180,000
7	リンクフェンス (南)	S7	2260×800	180,000
8	リンクフェンス (南)	S8	2260×800	180,000
9	リンクフェンス (北)	N1	2260×800	180,000
10	リンクフェンス (北)	N2	2260×800	180,000
11	リンクフェンス (北)	N3	2260×800	180,000
12	リンクフェンス (北)	N4	2260×800	180,000
13	リンクフェンス (北)	N5	2260×800	180,000
14	リンクフェンス (北)	N6	2260×800	180,000
15	リンクフェンス (北)	N7	2260×800	180,000
16	リンクフェンス (北)	N8	2260×800	180,000
17	リンクフェンス (東)	E1	3060×800	250,000
18	リンクフェンス (東)	E2	4660×800	270,000
19	リンクフェンス (東)	E3	2800×800	225,000
20	リンクフェンス (東)	E4	2260×800	180,000
21	リンクフェンス (東)	E5	2260×800	180,000
22	リンクフェンス (東)	E6	2260×800	180,000
23	リンクフェンス (東)	E7	2260×800	180,000
24	リンクフェンス (東)	E8	1860×800	150,000
25	リンクフェンス (東)	E9	2800×800	225,000
26	リンクフェンス (東)	E10	4660×800	270,000
27	リンクフェンス (東)	E11	3060×800	250,000
28	リンクフェンス (西)	W1	3060×800	250,000
29	リンクフェンス (西)	W2	4660×800	270,000
30	リンクフェンス (西)	W3	2800×800	225,000
31	リンクフェンス (西)	W4	2260×800	180,000
32	リンクフェンス (西)	W5	2260×800	180,000
33	リンクフェンス (西)	W6	2260×800	180,000
34	リンクフェンス (西)	W7	2260×800	180,000
35	リンクフェンス (西)	W8	2260×800	180,000
36	リンクフェンス (西)	W9	1860×800	150,000

	場所	広告番号	サイズ (mm)	年間広告料
37	リンクフェンス (西)	W10	2800×800	225,000
38	リンクフェンス (西)	W11	4660×800	270,000
39	リンクフェンス (西)	W12	3060×800	250,000

※1 リンクフェンスの広告範囲は、リンク (氷上) 側のフェンス面とします。

また、フェンスのビス・笠木・キックボードに広告が重ならないように、サイズは、実際のフェンスより縦180mm、横140mm小さくしています。

※2 メインリンクの利用状況 (アイスホッケー利用によるリンクフェンスへの衝突等) により、ラッピング・フィルム等の劣化や剥がれが生じることがあり、契約期間内の張替えが必要となることがあります。その費用は、広告主様の負担となります。

2. 北側壁面

(単位：円)

	場所	広告番号	サイズ (mm)	年間広告料
1	サブリンク上部	A1	7200×2800	600,000
2	サブリンク上部	A2	7200×2800	600,000
3	観覧席上部	B1	2500×600	250,000
4	観覧席上部	B2	3000×600	300,000
5	観覧席上部	B3	3300×600	330,000

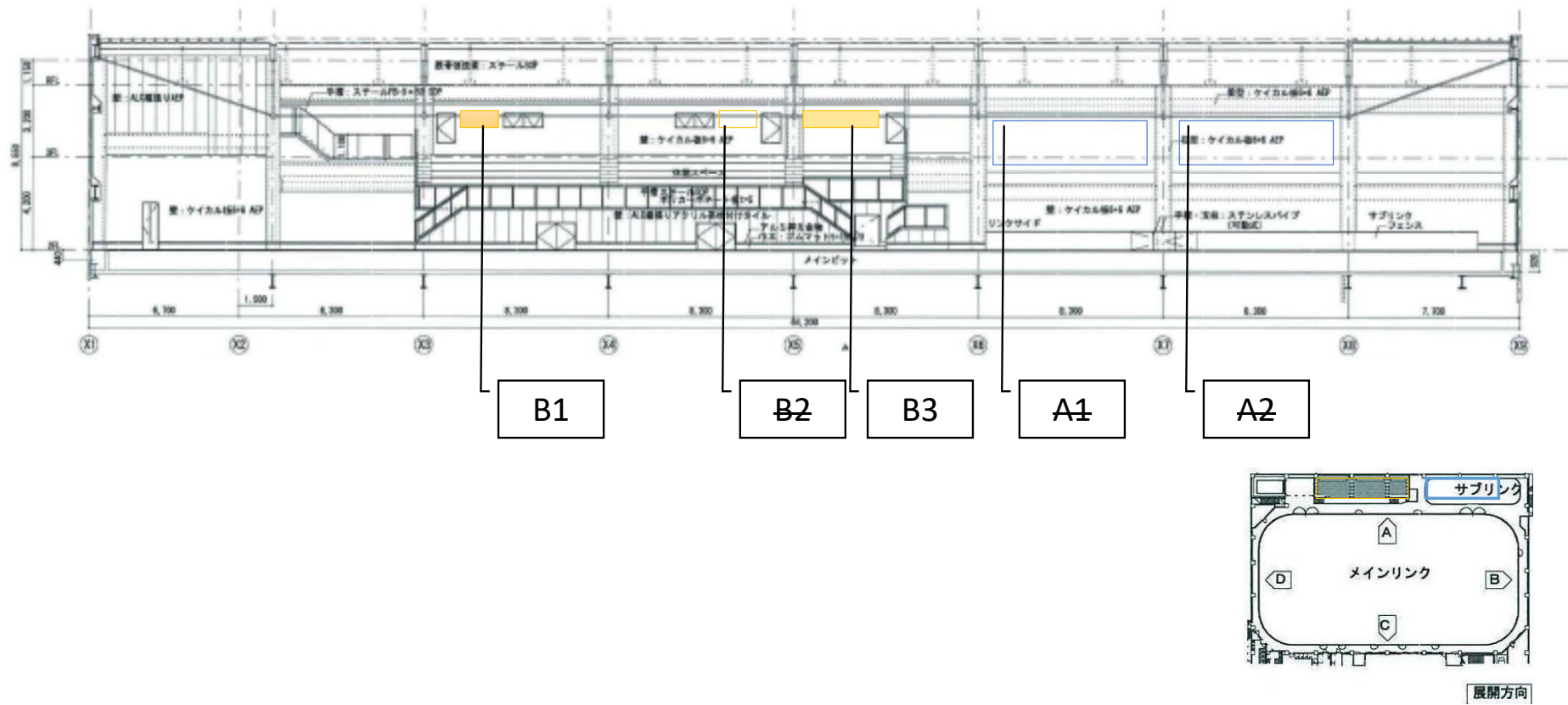
(備考)

- ・ 年間広告料は、消費税抜きの価格とします。
- ・ サイズは、横(mm)×縦(mm)の表記とします。
- ・ 作成する広告 (ラッピング・フィルム等) は、印刷内容に関わらずサイズに合わせて作成してください。
- ・ 広告の設置は、次のとおりとしますが、詳しくは当協会の指示する位置に設置してください。
 - ①リンクフェンス広告は、フェンスボード (笠木を除く) 上辺から 50mm 下げた位置に合わせて、設置してください。
 - ②北側壁面 (サブリンク上部) は、上下左右の柱の中央に揃えて設置してください。
 - ③北側壁面 (観客席上部) は、窓の上辺と高さを揃えて設置してください。
- ・ 既に広告主様と交渉中または決定している広告看板設置場所は、取り消し線にて表示しています。(最終更新日：令和元年 10 月 1 日)

メインリンクフェンス広告看板設置図面



北側壁面広告看板設置図面



【広告設置イメージ】

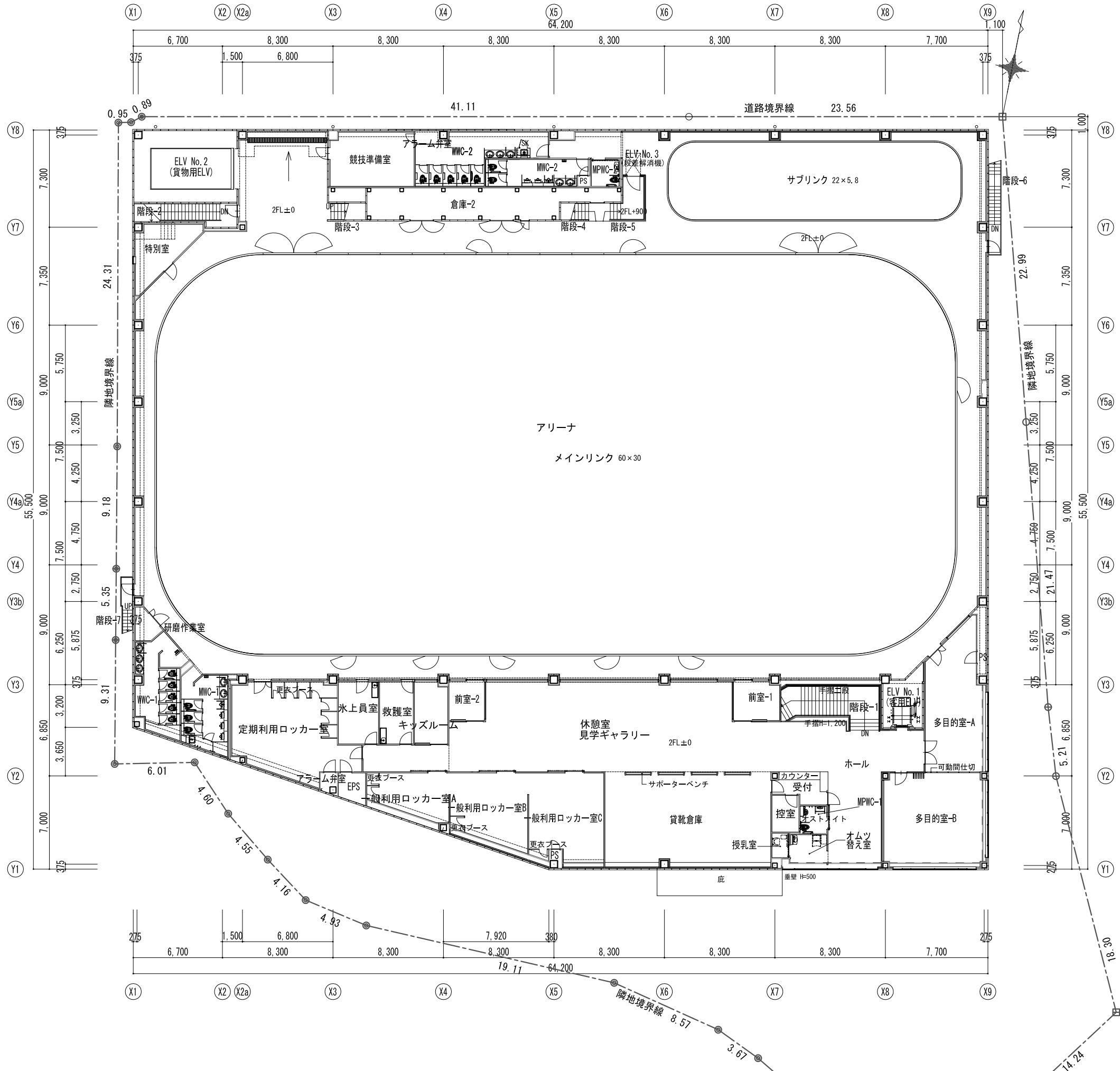
■メインリンク



■北側壁面

観覧ギャラリーからリンクサイドに出た位置から見た様子)





三井住友建設 三井住友建設株式会社一級建築士事務所				承認	検図	担当	一級建築士 第252912号 中村治郎	総合	一級建築士 第226197号 構造設計 一級建築士 第5615号 野口恭司	構造	一級建築士 第252912号 中村治郎	設備	工事名称	神奈川スケートリンク再整備事業設計建設工事	日付	2016.02.29
													図面名称	2階平面図	縮尺	1/300 (A3)
	設備関係規定に適合することを確認した			設備設計一級建築士	第1371号	小島明生									図番	竣D-017

横浜銀行アイスアリーナ

広告主 申込書

私は、横浜銀行アイスアリーナの広告主となることを希望します。
つきましては、次のとおり広告看板の掲出を申込みます。

■ 申込者（広告主様記入欄）

申込日	年 月 日
ふりがな	
法人名・団体名 代表者名	印
住所	〒
電話番号	
FAX 番号	
ふりがな	
担当者名	
メールアドレス	

■ 申込み内容

設置看板	リンクフェンス広告（ 枠）・ 北側壁面広告（ 枠）
広告番号	
広告看板料金	

■ 個人情報の取得について

裏面の「個人情報の取り扱いについて」の同意について、下欄に✓をしてください。

☐ 同意します	☐ 同意しません
--------------------------------	---------------------------------

■ 申込み先

公益財団法人横浜市スポーツ協会
スケートリンク事業部スケートリンク事業課
広告担当宛

メールアドレス： info-ksr@yspc.or.jp

※お申込書は、データをメールにて送信後に、原本をご郵送ください。

※メールの件名に「広告主申込書」とご記入ください。

■個人情報の取扱いについて■

(1)事業者の名称

公益財団法人 横浜市スポーツ協会

(2)個人情報の利用目的

ご記入いただいた個人情報は、横浜銀行アイスアリーナの広告看板掲出の申込みに利用します。

(3)個人情報の第三者提供について

ご記入いただいた個人情報は、第三者に提供することはありません。

(4)個人情報の取扱いの委託について

個人情報の取扱いについて、他事業者に委託することはありません。

(5)個人情報の開示等及び問合せについて

当協会が保有する個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停止・消去および第三者への提供の停止に応じる窓口は、(7)の問い合わせ先と同じです。

(6)個人情報をご提供いただけない場合の取り扱い

必要事項をご記入いただけない場合は、受け付けることができないことがあります。

(7)当協会の個人情報取扱いに関する苦情、相談等の問合せ先

個人情報保護管理責任者 公益財団法人横浜市スポーツ協会 事務局長

お問い合わせ窓口 総務部総務課 電話 045-640-0011 FAX045-640-0021